

医師養成修学資金貸与事業実施規程

平成 17 年 3 月 25 日 制 定
平成 20 年 3 月 21 日 一部改正
平成 21 年 3 月 25 日 一部改正
平成 24 年 3 月 23 日 一部改正
平成 25 年 4 月 1 日 一部改正
平成 30 年 3 月 23 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、医師養成修学資金貸与事業実施規則（以下「規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請及び決定)

第 2 条 規則第 3 条第 2 項の規定により修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類のうち、規則第 3 条第 2 項第 1 表の各区分ごとに別に指定する書類を添えて公益財団法人医学振興会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 戸籍抄本
 - (2) 在学証明書
 - (3) 学業成績表
 - (4) 源泉徴収票又は確定申告書
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第 2 号から第 4 号に掲げる書類で新潟県出身者等と認められない者にあつては、「新潟県とのゆかり等に関する申出書」（様式第 2 号）も提出しなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、災害、失業、その他特別な事情により同項第 5 号に掲げる書類の収入額と申請日現在の収入額が著しく異なる場合は、「家計の実情等申出書（様式第 3 号）」を提出することができる。
- 4 理事長は、第 1 項の申請書を受理したときは、重点コース（県外医学生枠）、重点コース（新潟大学医学生枠）及び市町村共同事業修学資金にあつては書類の審査及び面接等、規則第 3 条第 2 項第 1 表に規定する重点コース（新潟大学医学部「地域枠 B」入学生枠）修学資金にあつては書類等による貸与資格確認、規則第 3 条第 3 項に規定する一般コース修学資金（以下「一般コース修学資金」という。）にあつては書類の審査等による選考を行い、その結果を修学資金貸与決定（不決定）通知（別記第 4 号様式）により申請者に通知するものとする
- 5 重点コース（県外医学生枠）、重点コース（新潟大学医学生枠）又は市町村共同事業修学資金と一般コース修学資金の貸与は併願して申請することができるものとする。

(誓約書)

第 3 条 前条第 4 項の規定により修学資金を貸与する旨の決定通知を受けた者は、速やかに誓約書（別記第 5 号様式）を理事長に提出しなければならない。

(貸与の方法)

第 4 条 規則第 3 条第 1 項に規定する修学資金（以下「市町村共同事業修学資金」という。）及び規則第 3 条第 2 項第 1 表の各区分に規定する重点コース修学資金（以下「重点コース修学資金」という。）は、毎月当月分を貸与するものとする。ただし、特に必要と認めるときは、2 月分以上を合わせて貸与することができる。

- 2 規則第 3 条第 3 項に規定する一般コース修学資金は、前期、後期に分けて貸与するものとする。た

だし、特に必要と認めるときは、一括して貸与することができる。

(借用証書)

第5条 市町村共同事業修学資金、重点コース修学資金及び一般コース修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）は、貸与を受けた修学資金の借用証書（別記第6号様式）を、連帯保証人と連署のうえ、貸与を終了した月の翌月末日までに理事長に提出しなければならない。

(返還免除の申請及び決定)

第6条 規則第9条第1項各号又は第11条第1項から第3項の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務免除申請書（別記第7号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を修学資金返還債務免除決定通知（別記第8号様式）により申請者に通知するものとする。

(返還猶予の申請及び決定)

第7条 規則第12条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第9号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を修学資金返還猶予決定通知（別記第10号様式）により申請者に通知するものとする。

(書類の提出及び届出)

第8条 修学生は、大学に在学している間、毎年4月の第2月曜日までに学業成績表及び現況報告書（別記第11号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定のほか、修学生又はその連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 修学生が休学、退学、復学又は転学したとき。
- (2) 修学生が停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 修学生が死亡し、又は学業に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (4) 修学生が医師の免許を取得したとき。
- (5) 修学生が氏名又は住所を変更したとき。
- (6) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつたとき又は連帯保証人が死亡し、破産の宣告を受け、若しくは禁治産の宣告を受けたとき。

(規則で定める提出書類等)

第9条 規則第7条第3項において規則第14条に規定する書類等とは、この規程の第3条、第5条、第8条および第10条により理事長が別に定める提出書類等をいう。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 3 月 23 日から施行する。